

質問

父ががんで治療を受けています。会社員の私は、通院の付き添いや在宅での介護のために仕事を休む必要が出てきました。「介護休暇」や「介護休業」という制度があると聞いたのですが、どう違うのでしょうか。

介護休暇と介護休業



野口 耕太

県立中央病院
社会福祉士

回答

がん患者の家族を支える上で、仕事と介護の両立は大きな課題です。国の制度として、働く人が家族を介護するために休める仕組みが介護休暇と介護休業です。いずれも法律で保障された権利ですが、利用の仕方や期間に違いがあります。

介護休暇は、比較的短期間の介護を目的とする制度です。要介護状態（けがや病気または身体、精神上の障害で2週間以上の常時介護が必要）の家族1人につき年度内に5日まで、2人以上の場合は10日まで取得できます。半日や時間単位での利用も可能です。そのため「通院に半日だけ付き添いたい」「体調が急に

利用の仕方・期間に違い

組み合わせる使う場合も



悪化したので午後だけ看病したい」といった日常的な介護や、急な対応が必要な場面で役立ちます。

一方で介護休業は、ま

とまった期間の介護が必要な場合を想定した制度です。要介護状態の家族1人につき3回まで、通算93日利用できます。在宅療養が長期にわたる場合や、入院と退院を繰り返す際のサポートなどに適しています。一定の要件を満たせば、休業中に

がん何でもクイズ

診断や治療選択などについて、主治医とは別の医師に助言を求めることを何というのでしょうか。
①セカンドコンタクト②セカンドステージ③セカンドオピニオン

行こうよ！がん検診

雇用保険から介護休業給付金が支給されて給与の一部が補償されるため、経済的な不安も軽減できます。がん治療は通院と入院が入り交じるだけでなく、副作用で生活のリズムが変わることも少なくありません。そのため、短期間の介護休暇と長期的な介護休業を組み合わせるケースも多くみられます。

実際の手続きや取得方法は、会社の就業規則や労使協定によって異なる場合があります。制度の利用を考える時は、早めに職場の人事・労務担当者に相談することをお勧めします。

介護は突然始まる場合も多いです。1人で抱え込まず、法律に基づく制度を正しく理解し、状況に応じて柔軟に活用して無理なく仕事と介護を両立できるようにすることが大切です。

がんに関する質問は
徳島がん対策センター
電話 088 (634) 6442
(平日午前8時半から午後5時まで) へ。

